

# いきいき業者婦人



# いどばた

## 第41回総会 No.3

(発行) 静岡市駿河区泉町 7-12-8 松山ビル 2F  
Tel.054-283-8885 Fax.054-286-5263  
静岡連婦人部協議会

### 所得税法第56条の廃止をめざし 3月議会に県内いっせい取り組み

県婦協はこの間、第1回幹事会で確認したとおり、「所得税法第56条の廃止」をめざす取り組みの一環として県内全自治体の3月議会への働きかけを行いました。  
幹事会後に調べたところ、陳情・請願を2月初旬に締め切り、2月中旬から議会開催という自治体も多かったため、今回は期日に間に合う自治体(伊東・下田・沼津市を除く32自治体中17自治体)に陳情書を提出しました。

### 自治体訪問で56条の問題と中小業者・業者婦人の実態を訴える

陳情書提出は各民商の確定申告計算会真つただ中に、県婦協三役を中心に行いました。県東部は自治体の議会事務局との日程調整がうまくいかず、今回は郵送で行いましたが、議会議長や事務局長との約束ができた中部・西部の5自治体には県婦協三役と県婦協や民商婦人部役員で訪問・懇談を行いました。



### 焼津市議会議長・副議長と懇談

2月19日、川島文江会長、岡本千代美副会長、事務局長・瀬川の3人で焼津市議会を訪問しました。約束した午前10時前に焼津市役所に到着するも「議会事務局は旧大井川町においている」と言われ大慌て。受付の方がすぐに電話をしてくれましたが「議長は次の予定が入っているので会えないと思います」と言われ、「それでも」と大急ぎで旧大井川町役場に向かいました。

30分くらい遅れ到着すると応接室に通され、そこには石田善秋議長と副議長が「わざわざ来てくれたから」と待っていてくれました。  
短い時間でしたが議長からの「この税法によりどのような弊害があるのですか」との問いに、川島会長と岡本副会長が「いくら働いても配偶者で86万円の『控除』でしかなく、働いた分の対価と見られない。子どもた

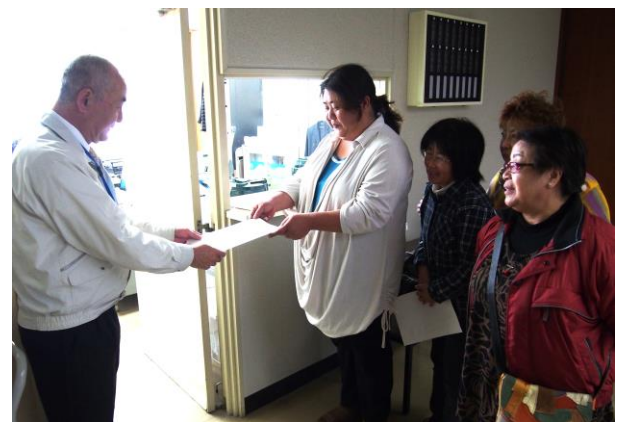
ちは50万円の控除で車のローンすら組めないなど、金額の問題や申告の種類の問題ではなく、他の人と同じように働く人間として大きな人権問題だと思いません」と応えると「近隣自治体の動向も見ながら、中身をよく精査し考えます」と言いながら陳情書を受け取りました。

### 吉田町 島田の中尾幹事も合流し訪問

焼津市訪問後、島田民商の中尾秀子県婦協幹事と合流し吉田町役場へ向かいました。議長が登庁していましたが他の来客があり会うことができず、対応した議会事務局の男性が陳情の中心について「必ず議長に伝えませ」と丁寧に応え陳情書を受け取りました。

### 御前崎市 事務局長が「しつかり議会議長に伝えます」

吉田町から車を飛ばし御前崎市へ。川島会長、岡本副会長と中尾幹事も引き続き参加してくれ、農作業の手を止め駆けつけた県婦協の植田真弓副会長と合流し5人で議会事務局を訪問しました。事前の打ち合わせで午後2時には議長に会えるかもしれないとのことでしたが、あいにく議長が長引いていたため議長には会えず事務局長が応対。陳情の趣旨を説明すると「こん



なに遠くまで来ていただきありがとうございます。この件はしつかり議長に伝えます」と話し陳情書を受け取りました。

### 川根本町 夜間の訪問にも議長が丁寧に応対

川根本町には同日(2/19)川島会長たちと解散してから、中尾幹事(島田)と事務局長・瀬川の2人で向かいました。まだ明るい時間に出発したので夕方5時までは充分到着すると思っていました。長い山道をおっかなびっくり走り歩いていったため、役場に到着した時は既に辺りは真っ暗でした。  
議長との面談の約束はできていなかったし、既に夕方6時近くになっていたのに、とにかく陳情書を庁舎にいる人に手渡そう」と警備員室に向かったところ、まだ仕事をしていた職員の方が出てきて「議会はさつき終

わったばかりだから上がっていきば議長に会えるかもしれないよ」と声を掛けてくれたため、議会議室の階まで上がっていきました。すると中尾幹事を見つけた日本共産党の鈴木多津枝議員が「こんな時間にどうしたの!?!」と声を掛けてきてくれ、議会事務局長を呼んでくれました。「静岡市から山を越えてきた」と伝えると、「暗い山道で怖かったでしょう」と気遣ってくれ、急ぎ議長と懇談の場を設けてくれました。

懇談では議長が「56条のことはよく知らなかったけれど、聞くところによると働き分の問題でいろいろあるんですね」と語りながら「青色申告との関係はまだまだ分からないことがあるので、資料をよく読んでみます」と陳情書を受け取りました。帰りに議長が「今度は一緒にお願いをしましょう」と声を掛けてくれました。



### 森町 共産党議員の立会い で有意義な懇談に

森町には2月25日、大石邦子副会長と中野三枝子さん（浜松）、竹下紀子事務局幹事の3人が訪問しました。事前に日本共産党の西田彰森町議会議員に訪問することを伝え、たところ快く同席を承諾してくれ、こちらから送った資料と、議員が独自に集めた資料で56条について学習をしていくれました。

訪問当日は西田議員を交え片岡健議長と懇談しました。茶農家でもある議長は「お茶の場合、農業協定できちんと働き分が取れるので56条のことは知らなかった」と語り、56条廃止の意見書採択をしている県内外の自治体の状況を質問するなどしました。大石副会長の「明治時代から続く家父長制度の名残り」などの説明には「そうだねえ、時代はかわっているのに100年も続く税法はおかしいね」と話し、「森町にもそういった業者の人がいるのか」との質問も出されました。



治体と合併せず頑張っていいですね」と

声を掛けると、森町の魅力や経済情勢なども詳しく話してくれました。中野さんは懇談の感想を「制度を詳しく知らない中での懇談だったので、初めは対応が悪いと感じたけれど、話し合う中でいろいろな交流が

できて少しは理解が深まったと思う」と感想を語っています。

### ※陳情書を郵送した自治体

熱海、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、御殿場市、長泉町、牧の原市（12市町）

### ※訪問で提出した自治体

焼津市、吉田町、川根本町、御前崎市、森町（5市町）

### 一斉取り組みをやってみて

今回、2月～3月に掛けての取り組みということもあり、民商事務局や県婦協役員と細かな打ち合わせがなかなかできず、しかし日はほとんど過ぎて行ってしまうので、県婦協三役を中心とした「陳情書」の提出としました。町などの小さな自治体は「郵送でもきちんと議会運営委員会に諮ります」と言ってくるところが多いですが、中規模市や政令市と規模が大きくなるにつれ「持参しないなら受け取るだけです」、「陳情なら議員控室に掲示するのみです」と扱いがどんどん軽くなっています」と扱いがどんどん軽くなっています」と扱いが...



また、郵送した先でも訪問した先でも必ず聞かれるのが「この陳情は他の自治体にも提出されますか？」です。あまりにも聞かれるので「他

の自治体がなにか関係あるのですか？」と質問したところ、「足並みというものはあるの...」との回答でした。全く理解できませんが自治体にとってはとても大事な事らしいので、このような一斉の取り組みは静岡のような右へならえの土地柄には大変有意義なことだと思えます。

### 所得税法第56条廃止 運動のこの間の進展 について

(3/17全婦協文書より)

第63会期国連女性差別撤廃委員会が2月、ジュネーブで開催されました。その成果についてお知らせします。全婦協は塚田豊子会計を傍聴団の一員として派遣しました。委員会は3月4日に閉会し、日本政府への勧告である「総括所見」（57項目）が発表されました。この中に「56条を廃止し、業者婦人の働き分を経費に」という

要求を受けて、「所得税の見直し」を求めるとの勧告が盛り込まれました（別項）。2009



年に続く2回目の行動で、女性への差別問題として56条の問題が日本政府へ勧告されたことは運動の大きな成果です。

10日は日弁連と日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）の共催で院内集会が行われました。塚田さんも参加し、税制における女性への差別を廃止させる運動への決意を述べました。

16日には、日本共産党・宮本徹衆議院議員が、「総括所見」も踏まえて衆院財務金融委員会です得税法第56条問題について質問し、「見直しを検討する」と政府に表明させています。なお、この間の成果については、商工新聞や月刊民商などで紹介する予定です。

### 《総括所見から関連文書》

42、所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念する。（懸念）

43、家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するため、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める。（勧告）

※42、43の数字は57項目のうちの番号です。

※「総括所見」は英文で発表され、現在、傍聴人の数人で和訳中です。右記は暫定ですが確定次第お知らせします。

《財務金融委員会での質問より》  
日本共産党の宮本徹議員は16日の衆院財務金融委員会、家族従業者の働き分を必要経費として認めない所得税法第56条の早急な見直しを求めました。

宮本氏は、国連女性差別撤廃委員会の「最終見解」が初めて所得税法第56条を取り上げ、配偶者や家族の所得を必要経費として認めていないことが女性の経済的独立を妨げているとし、見直しを求めたことを指摘しました。高木宏壽内閣府大臣政務官は、「最終見解」については、政府に必要な取り組み等を要請する」と述べました。

宮本氏は、昨年末閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」が、自営業者等の項目で女性の家族従業者としての役割が適切に評価されるよう税制の検討を提起したことを指摘。大岡敏孝財務大臣政務官は、「検討には所得税法第56条が含まれる」と応えました。

宮本氏が「政府の背中をぐっと押す『最終見解』だ。どう受け止めているか」とただすと、麻生太郎財務相は「今後、いろいろ検討させていただきます。ただかなければならない」と表明しました。

宮本氏は、業者婦人が社会生活で不利益を被っている実情もあげ、「次年度の税制改正で見直し」と迫りました。

※56条をめぐる情勢は確実に前進しています。運動に確信を持ち引き続き頑張りましょう！